

令和 6 年度

第 1 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 16 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年4月16日（火）午後3時30分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後 3 時40分

閉会 午後 4 時28分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	福島 富子	11番	麻生 良子
2 番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3 番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4 番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5 番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6 番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7 番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8 番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9 番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後3時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高山 善樹
主 査 小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第1号 第3回運営委員会の報告

- ・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約

- (2) 使用貸借契約合意解約

- (3) 申請許可状況

- (4) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午後 3 時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、2 番 佐々木 昇 委員、3 番 伊藤 秀郎 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 2 件、議案 5 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第 1 号 第 3 回運営委員会の報告をお願いします。 (18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手) 18番 高橋 敬悦 会長職務代理者。

	(第3回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第1号 第3回運営委員会の報告についてご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は11件で、面積は19,415.06㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが5件、第三者へ所有権移転するため2件、第三者へ利用権設定するため2件、貸人の都合によるものが2件であります。 次に、議案書3ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約通知は3件で、面積は31,890㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが2件、第三者へ利用権設定するため1件であります。 次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条賃貸借権設定申請番号第3号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、3月22日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号第14号は、3月13日付けで許可しております。 続きまして、議案書4ページをご覧ください。4 農地所有適格法人の報告等についてであります。農地所有適格法人の要件適合の確認のため、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないこととなっております。この報告について、現在、農地所有適格法人37法人中33法人から報告書の提出があり、4法人については未提出となっております。 議案書5ページから13ページに法人要件確認書が記載されておりますので、後ほどご確認ください。要件の適否については、報告をいただいていない法人を除き、全ての法人で「適」となっております。なお、法人報告書の提出については、毎事業年度の終了後三月以内に、報告書を農業委員会へ提出することが義務付けられており、未報告法人については引き続き報告を求めて行く予定です。報告は以上です。

議	長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議	長	暫時休憩します。(午後 3 時50分)
議	長	再開します。(午後 3 時58分)
議	長	休憩中にお尋ねのあった一部の法人の法人要件確認書に記載されている内容の詳細については、事務局で現在資料を持ち合わせていないとのことですので、後日確認して、次回の総会開会前に事務局より説明させていただきます。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。 議案第 1 号「職員の任免について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議	長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長		議案書14ページをご覧ください。議案第 1 号「職員の任免について」、農業委員会等に関する法律第26条第 3 項の規定により、次の者について任免をしたいので、承認を求める。令和 6 年 4 月16日提出。 令和 6 年 4 月 1 日付けで 大野 重雄 事務局長が建設部都市計画課課長に、佐々木 真樹子さんが主幹に昇格し 市民生活部市民課へ転出され、監査委員事務局から 新山 栄泰 事務局長が、教育部湯沢図書館 から 柴田 麻紀 主幹が、福祉保健部健康対策課 から 柴田 恵利子 主査が転入いたしました。説明は以上です。
議	長	議案第 1 号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第 1 号「職員の任免について」採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手、異議ないものと認め、議案第 1 号「職員の任免について」承認することに決定いたします。

議長	次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」、農地法第３条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和６年４月１６日提出。 議案書１６ページをご覧ください。使用貸借権設定は１件で、面積は１６,１３４㎡であります。申請番号第７号の申請事由は、農業者年金受給継続のための再設定であります。 次に、議案書１７ページから１８ページをご覧ください。賃貸借権設定は４件で、面積は２７,２１７㎡であります。申請事由は、申請番号第２４号、２７号は高齢による経営縮小のため、２５号、２６号は経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書１９ページから２０ページをご覧ください。所有権移転は４件で、面積は６,３８０㎡であります。申請事由は、申請番号第６６号、６９号は相続財産の処分のため、６７号は相手方の要望のため、６８号は経営縮小のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第２号「農地法３条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第３号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案第３号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地

議 長	利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第１項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和６年４月16日提出。説明は以上です。 ここで、議案書22ページの経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第603号 は、５番 水戸 義昭 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは利用権設定 整理番号 第603号 を審議しますので、５番 水戸 義昭 委員の退席をお願いいたします。 （５番 水戸 義昭 委員、退席） （午後４時04分）
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長	議案書22ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第603号は、使用貸借権の新規設定で、面積は3,004㎡であります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。利用権設定 第603号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 （５番 水戸 義昭 委員、着席） （午後４時05分）

議 長	次に、議案第 3 号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書22ページから32ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が37件で、面積は330,155㎡であります。新規の設定が8件、再設定が29件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 使用貸借権は3件、面積は4,108㎡であります。新規の設定が1件、再設定が2件であります。 集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 3 号 議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 3 号 経営基盤強化促進法 所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書33ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は3件で、面積は21,268㎡であります。申請事由は、整理番号第14号、15号は相続財産の処分のため、16号は経営縮小のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第3号 経営強化基盤促進法 所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第4号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第4号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年4月16日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書35ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第499号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第509号は、9番 由利 幸悦 委員、議案書36ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第448号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第549号は、17番 宮原 正明 委員、議案書36ページから38ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第500号 から507号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第510号は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第499号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第509号 を審議しますので、9番 由利 幸悦 委員 の退席をお願いいたします。 (9番 由利 幸悦 委員、退席) (午後4時10分)

議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書35ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第499号は、面積が28,717.38㎡のうち8,439㎡で、貸付理由は、経営縮小のためあります。利用集積計画整理番号(転借人へ)第509号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第499号 及び 集積計画整理番号(転借人へ)第509号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (9番 由利 幸悦 委員、着席) (午後4時12分)
議 長	次に、集積計画整理番号(転貸人へ)第448号 及び 集積計画整理番号(転借人へ)第549号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員 の退席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、退席) (午後4時12分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書36ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第448号は、面積は15,554㎡で、貸付理由は、農業廃止のためであります。利用集

		積計画整理番号（転借人へ）第549号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第448号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第549号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 （17番 宮原 正明 委員、着席） （午後4時13分）
議	長	次に、集積計画整理番号（転貸人へ）第500号から507号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第510号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。 （18番 高橋 敬悦 委員、退席） （午後4時14分）
議	長	事務局より説明をお願いします。 （高山班長、挙手）
議	長	高山班長。
高山班長		議案書36ページから38ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第500号から507号は、面積は43,470㎡で、貸付理由は、集積計画整理番号（転貸人へ）第506号は農業廃止のため、それ以外はすべて経営縮小のためであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第510号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。

議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第500号から507号及び集積計画整理番号(転借人へ)第510号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後4時15分)
議	長	次に、議案第4号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議	長	高山班長。
高山班長		議案書35ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、利用集積計画(転貸人へ)整理番号第499号の1件で、面積は28,717.38㎡のうち20,278.38㎡であります。貸付理由は、経営縮小のためであります。利用集積計画(転借人へ)は整理番号第508号の1件で、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます (全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第4号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。

議 長	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 6 年 4 月 16 日提出。 初めに、5 条所有権移転 申請番号第 15 号について説明させていただきます。議案書 40 ページ、議案付属資料 10 ページから 21 ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■m²であります。 申請内容は、譲受人は現在、■■■■■でアパート暮らしだが、出身が湯沢市であり、子供を自分と同じ学校へ通わせるべく、住環境に適した地域にある申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。 申請地は、市立湯沢東小学校から■■■■■km、湯沢市役所から■■■■■km に位置し、東側は田、西側は道路、南側は田、北側は宅地に隣接しております。 農地区分はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断しました。 事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、住宅■■■m²と駐車スペース■■■m²、植栽等スペース■■■■■m²を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は借入資金となっており、融資については金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。 被害防除計画については、東側に L 型擁壁を設置し、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水、雨水は自然流下により処理するものです。 許可判断として、申請地は第 1 種農地ではありますが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

		車場 〇〇 m²、通路及び雪捨て場等 〇〇 m²を整備するものです。事業費は、用地取得費 〇〇 円、造成・整地経費 〇〇 円、建物建設経費 〇〇 円、設計費 〇〇 円、測量・登記経費 〇〇 円、搬入費等諸経費 〇〇 円、計 〇〇 円で、資金計画は借入資金となっており、融資については金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。 被害防除計画については、西側に法面保護を施し、北側にL型擁壁を設置し、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は農業集落排水施設に排水し、雨水は自然流下により処理するものです。 許可判断として、第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないものと判断しました。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、11番 麻生 良子 委員から報告願います。
議	長	(11番 麻生 良子 委員、挙手) 11番 麻生 良子 委員。
11	番	議案第5号の現地確認について報告いたします。 3月27日、12番 沓澤 弥 委員 と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第5号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第5号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を

議 長	受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後 4 時28分終了)
-----	--

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和6年4月16日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 2番 佐々木 野 

署名委員 3番 伊藤 秀郎 